

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。)第16条で定める変更の許可の取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(変更の許可)

第2 規則第11条第1項の規定により定められた制限措置のうち変更を認める事項は、次に掲げるものに限る。

- (1) 船舶の総トン数
- (2) 推進機関の馬力数
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期

附 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。